



2019-2024 桑名市

男女共同参画 基本計画



桑名市

男女共同参画社会の実現に向けて

桑名市長 伊藤 徳宇



誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かちあって生きることができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年3月に「男女共同参画プランくわな」、平成21年9月に「桑名市男女共同参画推進条例」を制定し、同年、その条例に基づき、平成21年度を初年度とする「桑名市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、職場・家庭・地域など社会の様々な場面において、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行が根強く残るなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、女性の活躍推進に不可欠な男性中心型労働慣行の見直しとして、国を筆頭に長時間労働の是正に向けた取り組みが行われるとともに、併せて、男性の家事・育児参画の促進に向けた取り組みが進められているところです。

このような社会情勢の変化やこれまでの取り組みの課題を踏まえ、新しい「桑名市男女共同参画基本計画」を策定しました。今後も、本計画書に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、皆様と連携・協働して、本市が掲げる『みんなでつくろう みんなが輝く「くわな」!』の実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました桑名市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝を申し上げますとともに、今後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第1章 計画の概要

I 計画策定の趣旨	2
1 男女共同参画社会の実現をめざす	2
II 計画策定の背景	3
1 国の動向	3
2 市の動向	3
III 計画の性格と期間	4
1 計画の性格	4
2 計画の期間	4
IV 計画策定プロセスと市の現状	5
1 計画策定プロセス	5
2 アンケート調査	6
3 意見交換会	13
4 前計画の評価	14

第2章 計画の考え方と目標

I 計画の基本理念	18
1 基本的な考え方	18
2 基本理念	18
II 計画の推進目標	19
1 みんなが力を発揮できる社会の実現	19
2 働きやすい社会の実現	19
3 みんなが安心して生活できる社会の実現	19
III 計画の体系	20



デザインコンセプト：丸は多様性と地域を表し、それが組み合わせることによって桑名市というコミュニティで活躍する場が広がっていくことをイメージしています。



第3章 計画の推進目標と施策の方向

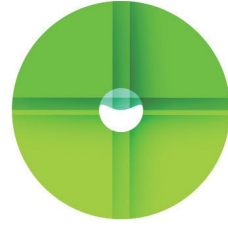
I	みんなが力を発揮できる社会の実現	22
1	男女共同参画への理解の深化	
2	教育・学習の充実	
3	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
4	家庭や地域における男女共同参画の促進	
II	働きやすい社会の実現	24
1	男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	
2	就労の場における男女共同参画の促進	
III	みんなが安心して生活できる社会の実現	26
1	人権が尊重され、安心して生活できる施策の推進	
2	健康づくりへの支援	
3	男女共同参画を阻む暴力の根絶	
4	男女共同参画の視点に立つ、地域の課題解決への取り組み	

第4章 計画の推進

I	推進体制の整備・充実	30
1	推進体制の整備・充実	30
II	数値目標の設定と計画の評価	31
1	数値目標の設定	31
2	実施計画の作成と評価	33

資料編

1	桑名市男女共同参画審議会委員名簿	36
2	桑名市男女共同参画推進条例	37
3	桑名市男女共同参画推進条例施行規則	39
4	男女共同参画社会基本法	41
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	44
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	51
7	用語解説	57



第 1 章

計画の概要



計画策定の趣旨

1. 男女共同参画社会の実現をめざす

男女が、互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題に位置付けられています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成21年（2009年）に「桑名市男女共同参画推進条例」を施行しています。また同年、条例に基づき、平成21年（2009年）を初年度とし平成30年（2018年）を目標年度とする「桑名市男女共同参画基本計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

このような取り組みを経て、平成29年（2017年）に実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に否定的な人の割合が肯定的な人の割合を上回り、また平成29年度には市の審議会等における女性登用率が30%を超えるなど、本市の男女共同参画は進展してきました。

しかし、男女共同参画の意識や女性に対する暴力、政策・方針決定過程への女性の参画、仕事と生活の調和など、様々な課題が残されています。また、女性の職業生活における活躍、貧困などにより困難を抱えた女性への対応、災害時の女性の人権擁護など、社会情勢の変化などから生じた新たな課題も見られます。

国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、企業等に具体的な取り組みを求めています。また、国の「第4次男女共同参画基本計画」では、『男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍』を新たに柱として位置づけた計画を策定し、働き方改革を推進しています。

これらのことから、これまで推進してきた桑名市男女共同参画基本計画の進捗状況を検証し、それらの課題や国・県の動きを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施するための計画として「2019～2024 桑名市男女共同参画基本計画」を策定するものです。





計画策定の背景

1. 国の動向

◆男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法

わが国では、1999（平成 11）年に、男女共同参画の形成に関する基本理念や国、地方自治体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌 2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年の改訂を経て、2015（平成 27）年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

また、2015 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、事業主に女性の採用や登用などに関する行動計画の策定を義務づけ（労働者 300 人以下の民間事業主は努力義務）、国・自治体・企業が一丸となって女性の活躍を推進することとなりました。

2. 市の動向

◆桑名市男女共同参画基本条例と男女共同参画基本計画

桑名市では、市の責務や市民・事業者の役割を明らかにした「桑名市男女共同参画推進条例」を制定し、2009（平成 21）年 9 月 29 日より施行しています。また同年、条例に基づき、2009 年（平成 21 年）を初年度とし 2018 年（平成 30 年）を目標年度とする「桑名市男女共同参画基本計画」を策定しています。





計画の性格と期間

1. 計画の性格

① 「男女共同参画社会基本法」に基づく計画

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、桑名市における男女共同参画社会の実現を目的とする計画です。

② 「桑名市男女共同参画推進条例」に基づく計画

本計画は、桑名市男女共同参画推進条例第9条に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）として策定したものです。

③ 「女性活躍推進法」および「DV防止法」に基づく計画

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止基本計画」という。）」として策定したものです。

④ 国、県計画の方向性に合致した計画

本計画は、国の「男女共同参画基本計画」と、「三重県男女共同参画基本計画」に掲げられた目標や施策の方向性等を踏まえ、それらに合致した市の計画として策定したものです。

⑤ 市の総合計画を踏まえた計画

本計画は、市の最上位計画である「桑名市総合計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。

2. 計画の期間

本計画は、2019年（平成31年）を初年度とし、2024年を目標年度とする6か年計画とします。計画の期間内においては、国の施策の方向性や国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

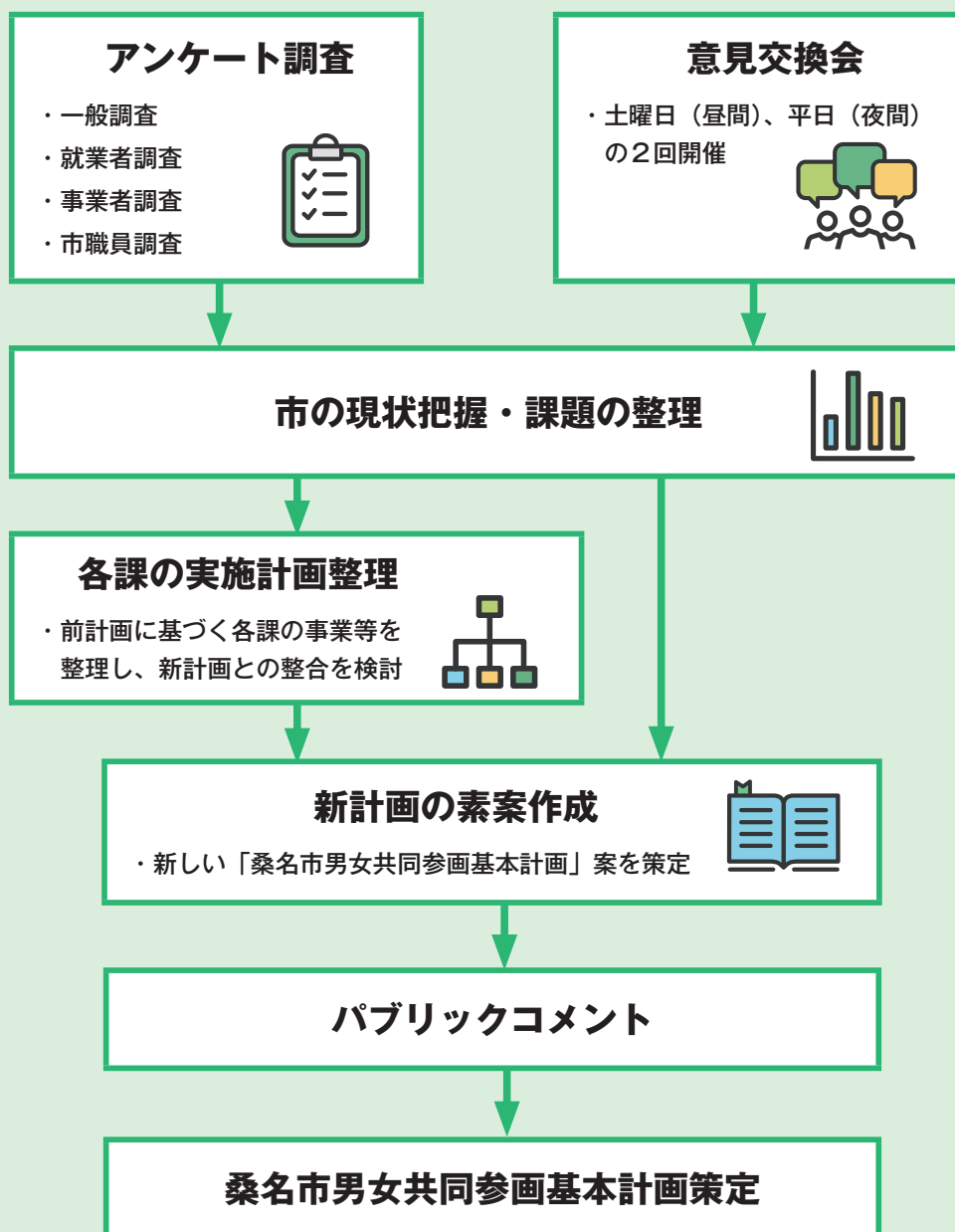
IV

計画策定プロセスと市の現状

1. 計画策定プロセス

本計画の策定にあたっては、市民参画プロセスとして「桑名市男女共同参画審議会」をはじめ、「男女共同参画に関するアンケート調査」、「意見交換会（ワークショップ）」、「パブリックコメント」などを実施しました。

計画策定までのプロセス



2. アンケート調査

①アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の意見や意識の実態を把握する目的で「男女共同参画に関するアンケート調査」を行いました。

調査は、20歳以上の一般市民、就業者、市職員、市内の事業者の4つを対象とし、平成29年8月9日～8月25日の期間実施しました。

各調査の仕様等は以下のとおりです。

一般調査	
調査対象	桑名市に居住する満20歳以上の男女
配布数	2,000
回収結果	683件（有効回収率34.2%）

就業者調査	
調査対象	桑名市内の事業所で働く男女
配布数	1,000
回収結果	197件（有効回収率19.7%）

市職員調査	
調査対象	桑名市役所の全職員
配布数	1,663
回収結果	1,554件（有効回収率93.4%）

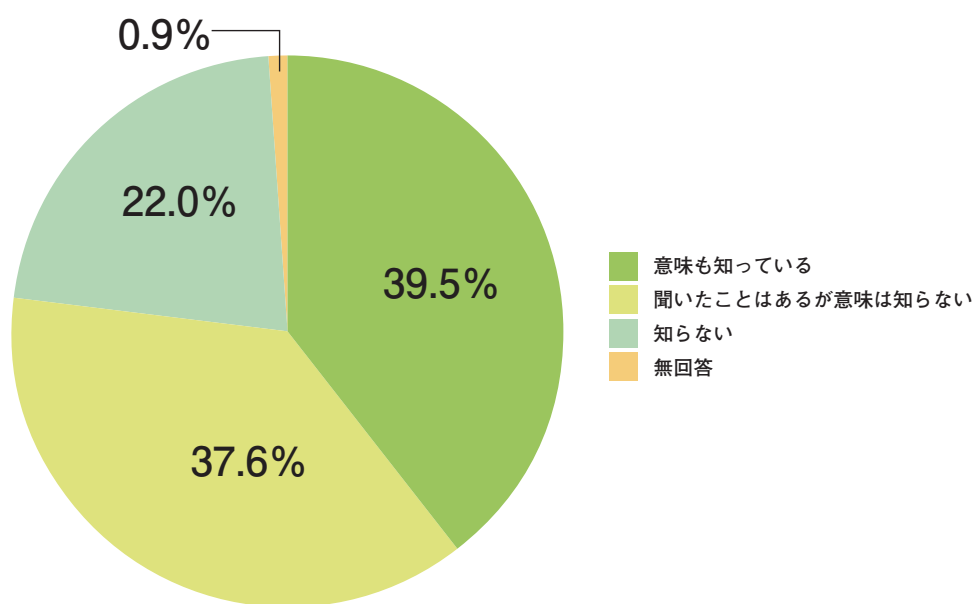
事業者調査	
調査対象	桑名市内の事業所
配布数	200
回収結果	61件（有効回収率30.5%）

②アンケート調査結果の概要

「男女共同参画」という言葉の周知

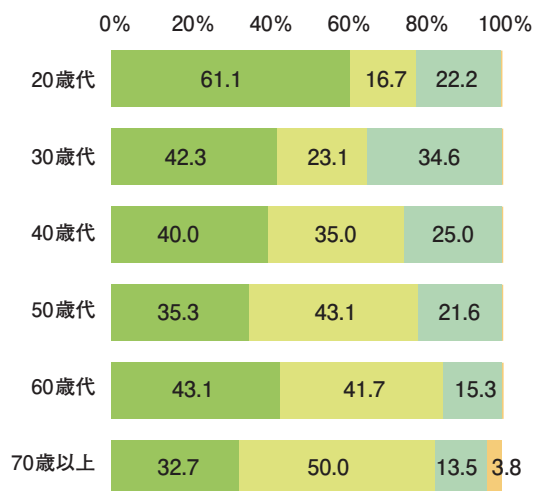
「男女共同参画」という言葉を「知らない」が、2割強みられます。性・年齢別で見ると、男女ともに30歳代に「知らない」が多いことがわかります。世代的な特性等を踏まえた啓発等の充実が必要です。

「男女共同参画」という言葉の周知【一般調査・全体】

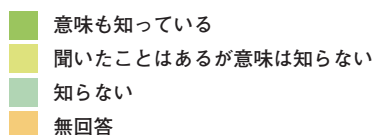
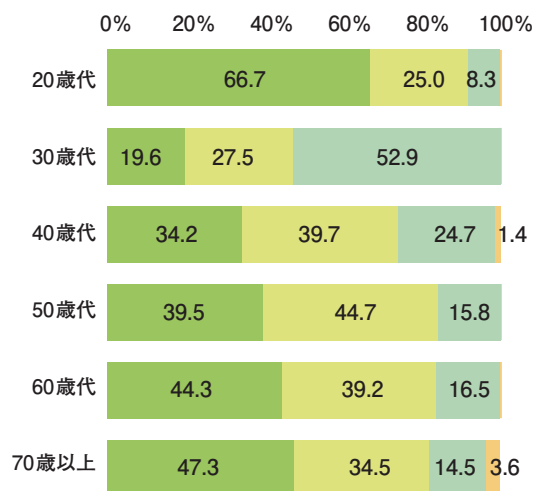


【一般調査・男女別、年代別】

【男性】

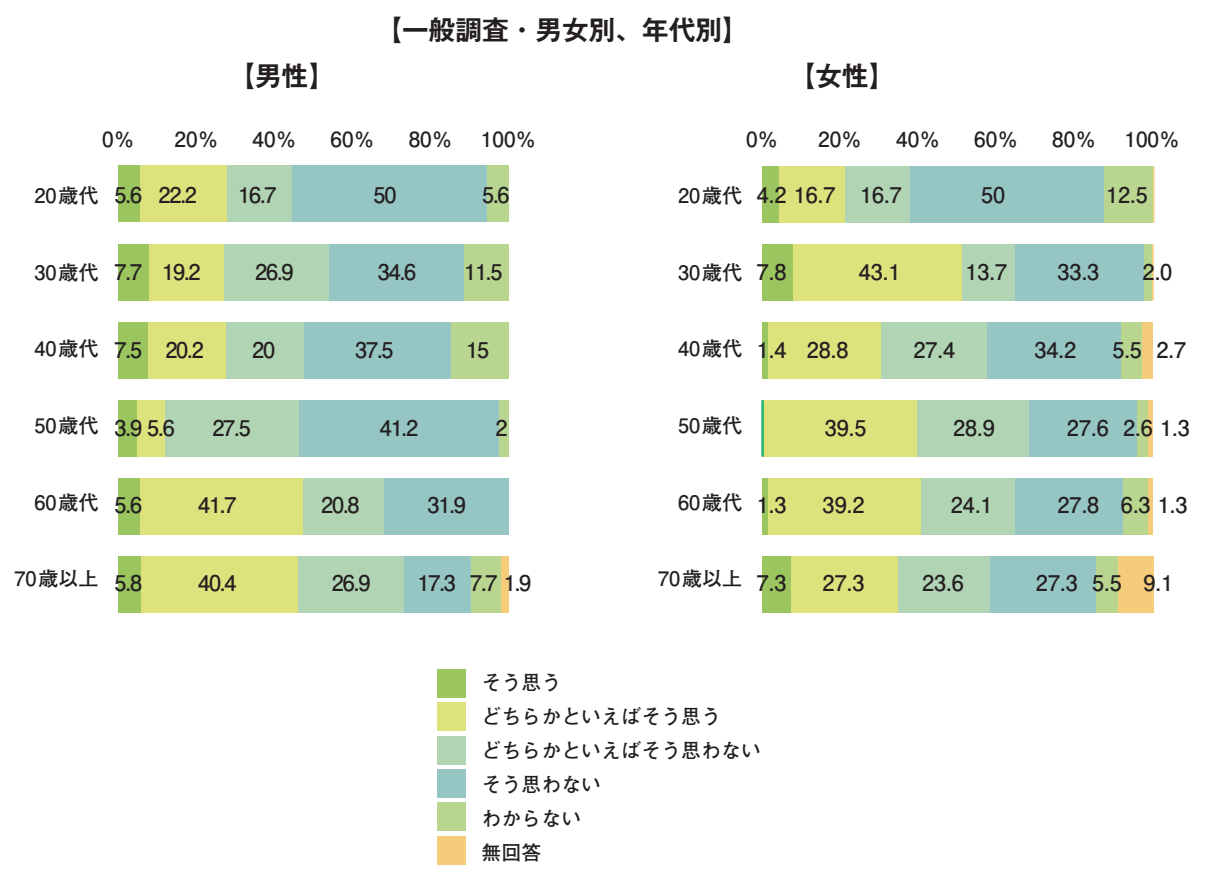
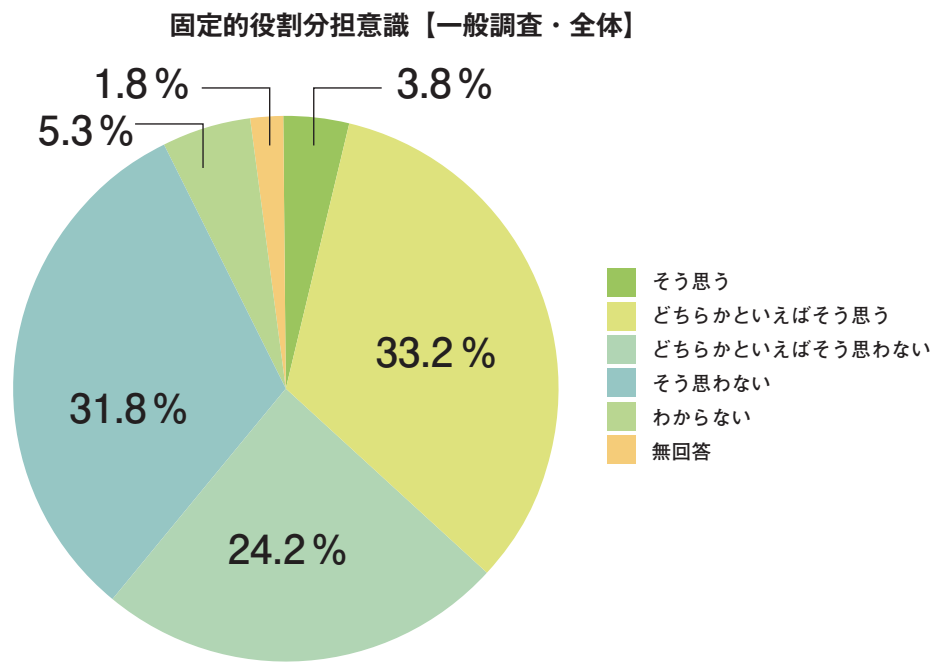


【女性】



「男は仕事・女は家庭」については賛否両論

市民を対象とした一般調査では、「男は仕事・女は家庭」という考え方について、「どちらかといえばそう思う」と「そうは思わない」の割合が近い数値となっています。つまり、この考え方に賛成する人も反対する人も同じくらいいるというのが現状です。就労者を対象とした調査や市職員調査では、「そうは思わない」が多くみられました。

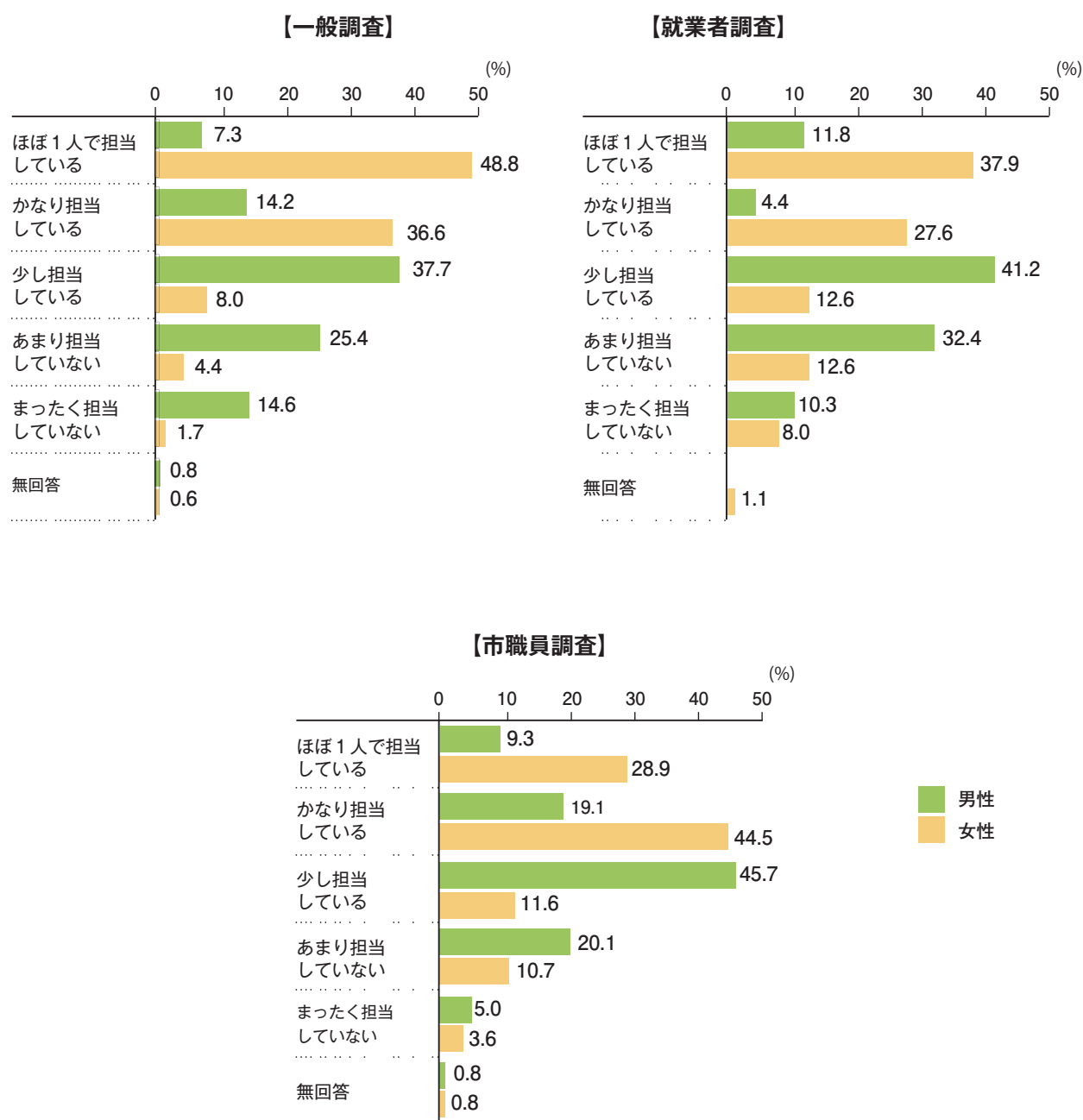


女性の「家事時間」が、より長い

家事を担当する傾向として、女性は「ほぼ1人で担当」が多く、男性は「少し担当する」が多い傾向がみられました。時間にすると、男性の場合はおよそ1～2時間、女性の場合はおよそ3～5時間程度という人が多くみられます。

働き方や職種等によっても家事への関わり方に差が出ることが予想されますが、いずれにしても男性よりも女性の家事担当が多いという傾向がはっきりしています。

家事分担の現状

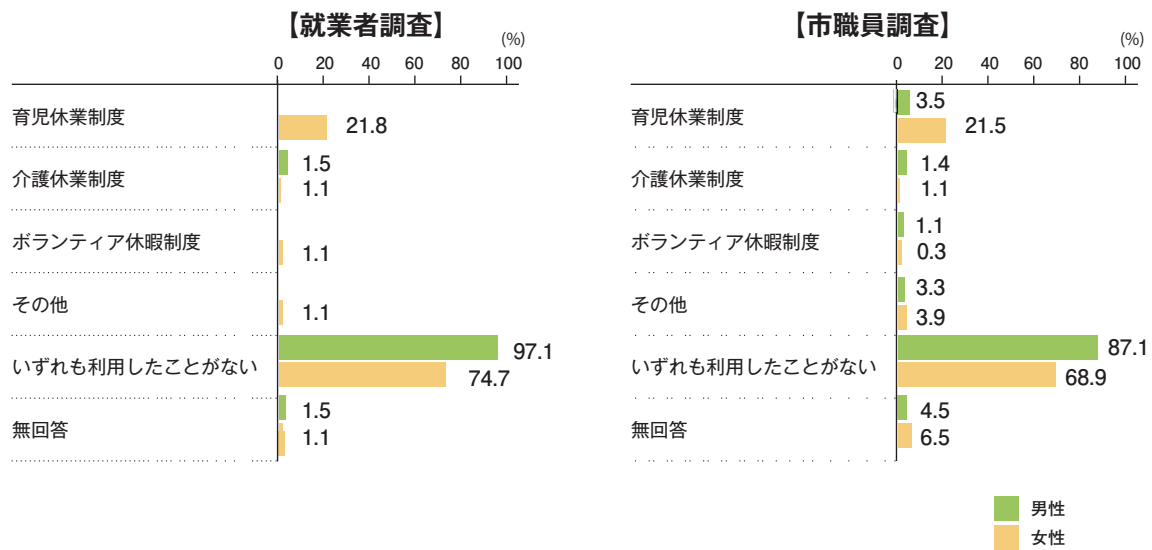


育児休暇・介護休暇などは「利用したくても現実的には難しい」

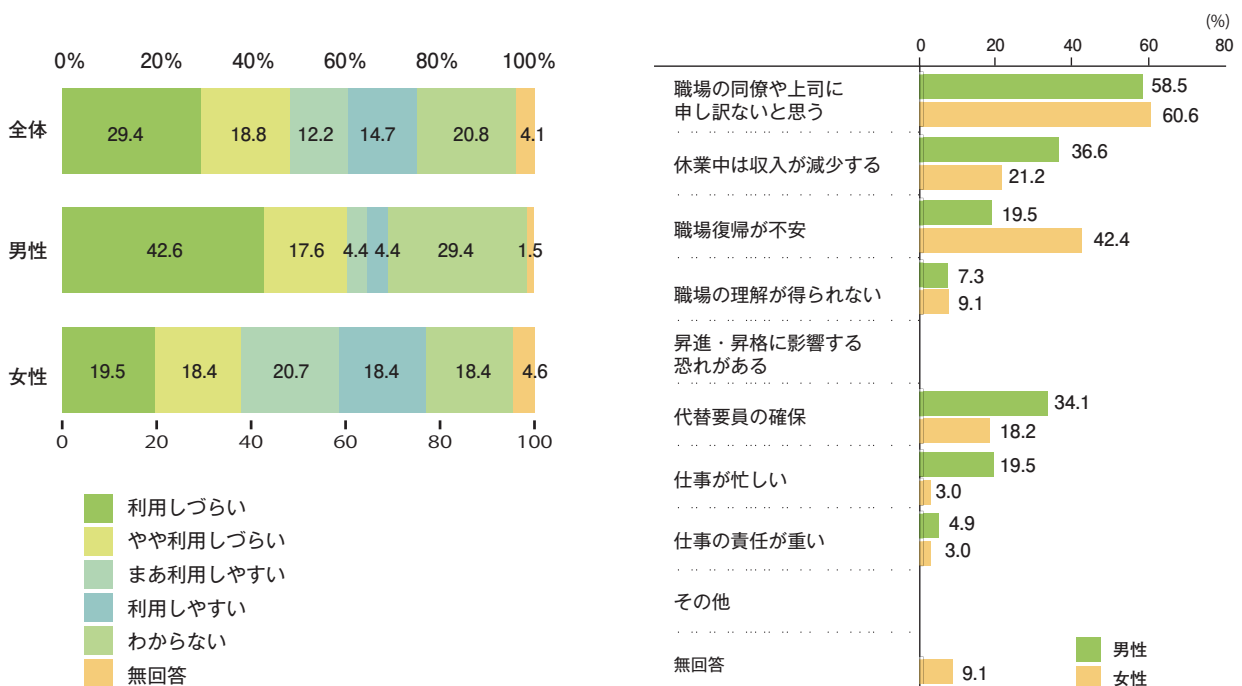
育児休暇や介護休暇などの制度があっても、「現実的には利用は難しい」と考えている人が、特に男性に多くみられます。その理由としては、「職場の同僚や上司に申し訳ないと思う」という意見が最も多く、また女性では「職場復帰が不安」という声も多くみられます。一方、「代替要員の確保」を課題とする意見もみられます。

制度はあるが利用できないという状態では、働き方の改善にはつながりません。現状を踏まえた取り組みが必要です。

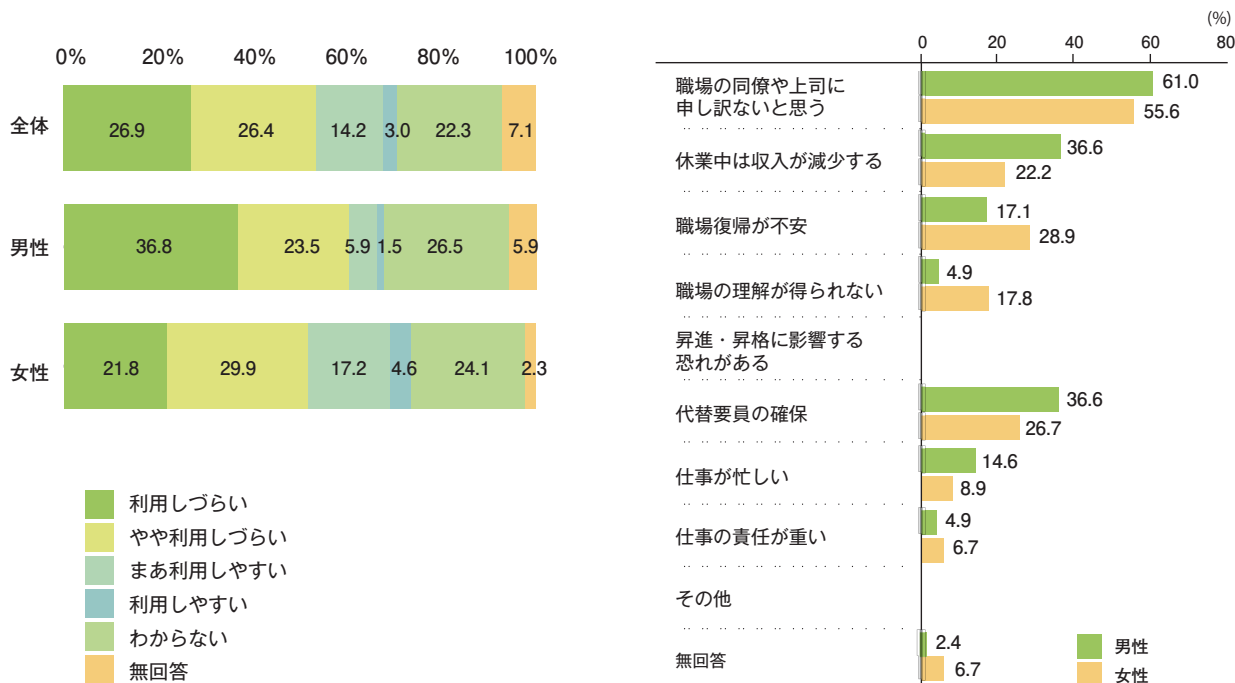
休業・休暇制度の利用状況



育児休業制度の利用しやすさ・利用しづらい理由【就業者調査】



介護休業制度の利用しやすさ・利用しづらい理由【就業者調査】

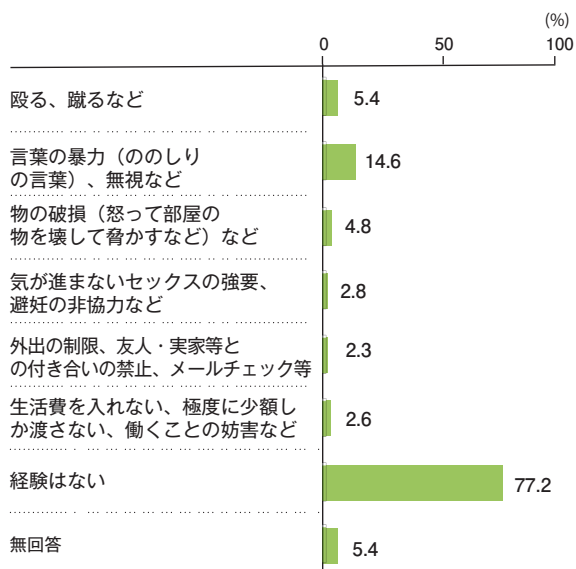


配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがある人は約 17%

配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがある人は約 17%となっています。また、暴力を受けたことを「どこ（だれ）にも相談しなかった」は3割以上となっています。

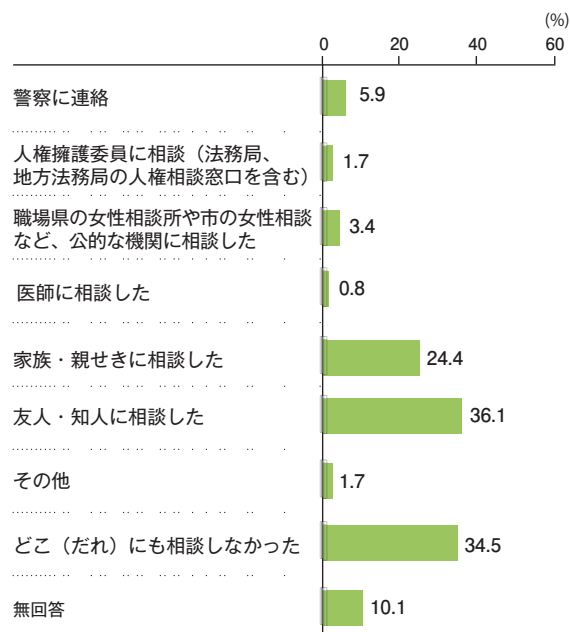
配偶者や恋人から受けたことがある暴力

【一般調査】



暴力についての相談相手

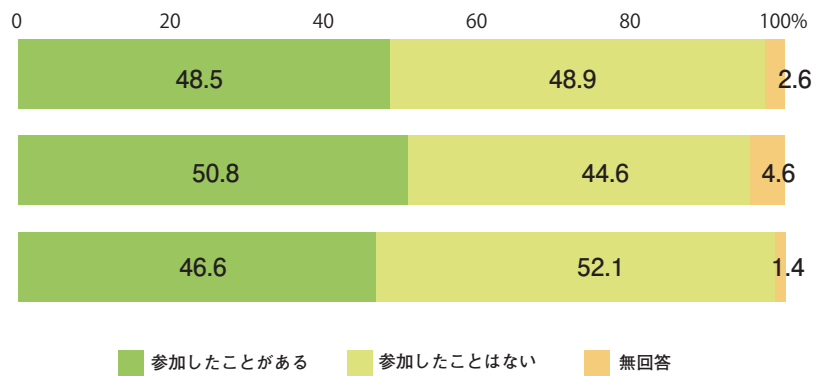
【一般調査】



地域活動に参加したことのない人は半数近く

地域活動に参加したことのない人は、全体では48.9%であり、性別で見ると、女性により多くなっています。

地域活動への参加状況【一般調査】



3. 意見交換会

①意見交換会の概要

計画の策定に市民の意見を反映させるため、「男女共同参画を考える意見交換会（ワークショップ）」を行いました。参加者の都合に配慮し、休日昼間の部、平日夜間の部の2回開催しました。

意見交換会の実施概要は以下のとおりです。

意見交換会	
プログラム	①男女がともに力を発揮できる桑名市をつくるための課題を考えよう ②課題の解決策を考えよう ③グループの意見の発表

②意見交換会での主な意見

家事・育児・介護等の負担が女性に偏っている

- ・子どもの世話をするのは女性の仕事という意識が強い
- ・男女の家事、育児時間が均等ではない

職業生活と家庭生活等との両立が難しい

- ・仕事時間が長く、地域活動に参加する時間がない
- ・短時間、フレックス勤務など、働き方の多様化が必要

育児・介護休暇を取りづらい

- ・産休・育休の取得しやすい環境整備や啓発が必要
- ・男性でも育休を取れる雰囲気づくりが必要

男性の家事・育児への参画が必要

- ・学校行事への父親の参加が必要
- ・小学校のPTA活動などは母親が中心になっている

様々な場面における女性の登用が必要

- ・自治会長に女性が少ないので意見が反映されにくい
- ・女性管理職を増やす

男女共同参画に関する啓発が必要

- ・自分の家庭にも関係することだと受けとめ、広い視野で家族と話し合うことが必要
- ・互いを理解する気持ちや考え方が必要

地域の課題解決に、男女共同参画が必要

- ・災害に強いまちづくりに、男・女の力を発揮できる仕組みづくり

4. 前計画の評価

前計画では、5つの推進目標に1つずつ目標指標を定めています。

前計画の目標指標の評価結果は、以下のとおりです。

①男女共同参画のための意識づくり

「男女共同参画」という言葉を知っている人が、目標年度（H30）において100%となることをめざしてきました。平成29年に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、「男女共同参画」を知っていると答えた人は77.1%でした。目標には届きませんが、計画策定当初から4ポイント上昇しています。今後も引き続き啓発していく必要があります。

指標名	計画策定時の 現状値	目標値 (H30)	実績値 (H29)
「男女共同参画」を知っていると答える人の割合の増加	73.1%	100%	77.1%

注) 「男女共同参画」という言葉を知っている（「意味も知っている」＋「言葉は聞いたことはあるが意味は知らない」と答えた人の割合。

現状値：アンケート調査 / 一般調査（平成19年10月）

実績値：「男女共同参画に関するアンケート調査（平成29年8月）」

②政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

桑名市の各種委員会・審議会等における女性委員の割合が、目標年度（H30）において32.0%以上となることをめざしてきました。平成29年度の実績では31.6%であり、目標には届きませんが、計画策定当初から6.8ポイント上昇しています。今後も継続して取り組んでいく必要があります。

指標名	計画策定時の 現状値	目標値 (H30)	実績値 (H29)
審議会等への女性の登用率の増加	24.8%	32.0%	31.6%

注) 地方自治法第180条の5に基づく行政委員会、地方自治法第202条の3に基づく附属機関、その他の法律に基づいて設置されている審議会等、条例、規則及び要綱等で設置されている審議会等の全委員に占める女性委員の割合。

計画策定時の現状値：桑名市調査（平成20年4月）

実績値：桑名市調査（平成29年4月）

③家庭・地域社会における男女共同参画の拡大

地域活動等に参加している人の割合が、目標年度（H30）において60.0%以上となることをめざしてきました。平成29年度の実績では48.5%であり、目標には届きませんが、計画策定当初から3.4ポイント上昇しています。今後も引き続き地域参加を推進していく必要があります。

指標名	計画策定時の 現状値	目標値 (H30)	実績値 (H29)
地域活動等に参加している人の割合の増加	45.1%	60.0%	48.5%

注) 1年間に自治会やPTA活動等の社会参加活動に参加したことがある人の割合。

現状値：アンケート調査／一般調査（平成19年10月）

実績値：「男女共同参画に関するアンケート調査（平成29年8月）」

④男女がいきいきと働ける就労環境の実現

子育て応援企業登録数が、目標年度（H30）において60社以上となることをめざしてきました。平成29年度の実績では21社であり、目標には届きませんが、計画策定当初から11社増加しています。ワーク・ライフ・バランスや働き方改革などの視点も含めた形で、今後も企業の取り組みを促していく必要があります。

指標名	計画策定時の 現状値	目標値 (H30)	実績値 (H29)
子育て応援企業登録数	10社	60社	21社

現状値：政策課調査（平成20年8月）

実績値：「男女共同参画に関するアンケート調査（平成29年8月）」

⑤男女が心身ともに健康に暮らせる環境づくり

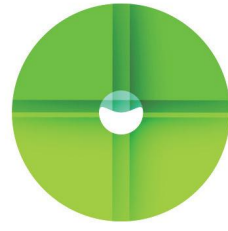
健康診断等を受診している人が、目標年度（H30）において72.0%以上となることをめざしてきました。

指標名	計画策定時の 現状値	目標値 (H30)	実績値 (H29)
健康診断や検診を受診している人の割合の増加	61.9%	72.0%	※

注) 1年間に健康診断や検診を受けたことがあると答えた人の割合。

現状値：健康意識調査（平成18年1月）

※制度改正に伴い、健康意識調査の質問内容が変更になったため、そのまま評価はできませんが、「特定健康診査または後期高齢者健康診査」および「人間ドック」を過去1年に受診した方は58.9%



第2章

計画の考え方と目標



計画の基本理念

1. 基本的な考え方

前計画は、「みんなが主役・みんなで作ろう未来のくわな」を基本理念とし、市民が男女共同参画社会を理解するための「周知」、男女共同参画社会の実現につながる市民の具体的な「行動」の促進、桑名市での生活における「安心」の確保を3つのポイントとしてきました。市民の理解を深めて行動を促すことにより、男女共同参画社会を実現しようとする計画でした。

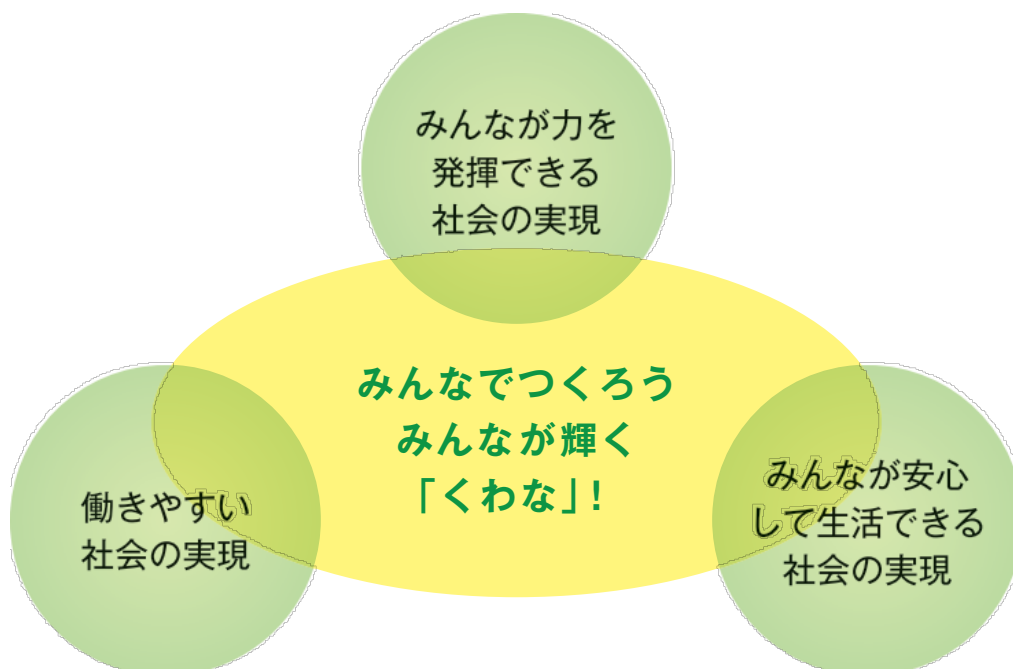
今日、国の『第4次男女共同参画基本計画』には、**男性中心型労働慣行等の変革、女性活躍推進法の着実な施行等による女性採用・登用の促進**など、職場環境との関係が深い施策が記載されています。職場や地域の環境は、個人の意識や行動にも大きな影響を与えるものと考えられるため、本市の計画においても、今まで以上に職場や地域との連携を強化していく必要があるものと考えています。

そこで、本計画では、「**個人**」、「**職場**」、「**地域社会**」の3点に着目し、施策を進めていく必要があると考えています。

2. 基本理念

基本的な考え方を踏まえて、本計画の基本理念を以下のように設定します。

みんなで作ろう みんなが輝く「くわな」!





計画の推進目標

本計画では、次の3つの推進目標を掲げ、施策を進めます。

1. みんなが力を発揮できる社会の実現

「みんなが力を発揮できる社会の実現」では、主に「個人」の意識や行動に目を向けた取り組みにより、男女共同参画社会の実現をめざします。性別に関わらず一人ひとりの市民が男女共同参画についての理解を深めて実践し、あらゆる分野への男女共同参画を進めることをめざします。啓発や教育・学習等による理解の促進、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進、家庭も含めた男女共同参画の促進等を進めます。

2. 働きやすい社会の実現

「働きやすい社会の実現」では、主に「職場」に着目した取り組みを進めます。仕事と家庭・地域生活との両立をめざした施策、だれもが働きやすい職場環境の実現をめざした施策を進めます。

3. みんなが安心して生活できる社会の実現

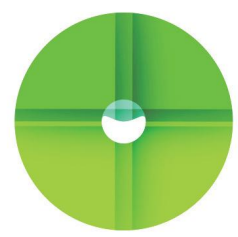
「みんなが安心して生活できる社会の実現」では、身近な「地域社会」を中心に、“安心して生活できる”社会の実現をめざします。お互いの人権を尊重する意識を基本とし、人権に対する正しい理解を深め、ドメスティック・バイオレンス等の暴力を無くし、様々な地域の課題の解決にみんなで取り組むことができる社会づくりを進めます。





III 計画の体系

推進目標	主要課題	施策の方向
I. みんなが力を発揮できる社会の実現 【個人】	1 男女共同参画への理解の深化	①男女共同参画を知り、正しく理解する啓発の強化 ②男女共同参画についての調査・研究、情報提供
	2 教育・学習の充実	①学校等における男女共同参画教育の推進 ②生涯を通じた学習機会の充実
	3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	①審議会・委員会等への女性の登用の推進 ②男女共同参画の視点に立った人材の育成・確保
	4 家庭や地域における男女共同参画の促進	①家庭における男女共同参画のための啓発 ②地域活動への参加の促進
II. 働きやすい社会の実現 【職場】	1 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	①柔軟な就労形態と働き方改革の推進 ②仕事と家庭・地域生活との両立支援 ③男女が働きやすい職場環境の整備
	2 就労場における男女共同参画の促進	①男女の均等な機会と待遇の確保の推進 ②方針決定過程への女性の登用推進 ③職業能力の開発や再就職への支援 ④家族的経営における働きの評価と、仕事と生活の調和の促進 ⑤女性活躍推進法の周知 ⑥女性の起業及びキャリア形成への支援
III. みんなが安心して生活できる社会の実現 【地域社会】	1 人権が尊重され、安心して生活できる施策の推進	①人権に対する正しい理解の促進 ②困難を抱える方への支援策の充実
	2 健康づくりへの支援	①生涯にわたる健康づくりへの支援 ②妊娠、出産期等（産後も含む）における女性の健康への支援
	3 男女共同参画を阻む暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント等の防止・啓発の推進 ②相談体制、被害者救済体制の充実
	4 男女共同参画の視点に立つ、地域の課題解決への取り組み	①地域における男女共同参画の促進 ②防災・復興支援対策における男女共同参画の推進



第3章

計画の推進目標と施策の方向



みんなが力を発揮できる 社会の実現



めざす姿



一人ひとりが性別などの属性に関係なく、
持てる力や個性を発揮して輝くことができる社会の実現をめざします。

今後の方向性

1 男女共同参画への理解の深化

①男女共同参画を知り、 正しく理解する啓発の強化

男女が互いの人権を尊重するとともに、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画できるよう、男女共同参画の考え方の普及と啓発のための事業を推進します。また、啓発の手法について、SNS等時代に合ったものを取り入れて発信します。

②男女共同参画についての 調査・研究、情報提供

市民の意識や現状を把握する調査を定期的に行うとともに、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、市民がいつでも活用できるよう提供します。

2 教育・学習の充実

①学校等における 男女共同参画教育の推進

学校教育を通じて、子どもたちの男女共同参画意識を高めることができるよう、効果的な教育・学習の場づくりを行います。

子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら男女共同参画教育を行うため、教職員の男女共同参画意識を高める研修や啓発等を行います。

②生涯を通じた学習機会の充実

様々な立場や世代の市民が、男女共同参画に関する学習ができるよう、多様な生涯学習機会を充実します。

現状

「男女共同参画に関するアンケート調査」では、「男女共同参画」という言葉を知らない人が全体の22.0%みられます。特に**男女とも、30歳代に「知らない」人が多くみられます。**

市の審議会等への**女性登用率**について、平成29年度時点では31.6%となっており、数値目標には達していないものの、**年々上昇**しています。

「**男女の地位が平等になっている**と思いますか」との問いに、学校については「**平等である**」という回答が半数近くを占めており、学校では男女共同参画が進んでいると考えられます。

男女の家事分担の実態をみると、**家事を「ほぼ一人で担当している」**人は、男性の7.3%に対して**女性は48.8%**と大きな差があります。

「**男は仕事・女は家庭**」という考え方について、**賛同的な意見は37%**です。固定的な性別役割分担意識の解消については、男女ともに年齢が上がるにつれて、**賛同的な意見が増えている**という傾向がみられます。

アンケートの結果では、**地域活動に参加したことがある人より、参加したことがない人の割合の方が多くなっています。**

課題

- 男女共同参画社会の実現のために、**男女共同参画**という言葉を知ってもらう必要があります。男女共同参画の周知、特に**30歳代の男女**に向けた取り組みが必要です。
- 固定的な**性別役割分担意識の解消**について、継続的な啓発が必要です。
- 政策方針決定の場に参画する女性を増やすことを通じて、みんなが力を発揮できる社会の実現をめざす取り組みが必要です。**審議会等への女性の参画**を進めていくため、政策方針決定の場に参画できる人材をさらに育てていく必要があります。
- **家庭における家事分担**は、それぞれの家庭で進めて行くべきことですが、その意思決定に**男女が共に参画することが重要**です。
- 多くの市民が、あらゆる立場で**地域活動に参加**できるよう促していくことが必要です。

3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

① 審議会・委員会等への女性の登用の推進

男女の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促し、登用を推進します。特に、女性委員が少ない委員会への積極的な登用を進め、女性が1人もいない委員会等の解消に努めます。

② 男女共同参画の視点に立った人材の育成・確保

様々な場面で男女共同参画の視点に立って参画できる人材を育成します。同時に、男女共同参画を進めるリーダーとなる人材の確保に努めます。

4 家庭や地域における男女共同参画の促進

① 家庭における男女共同参画のための啓発

家庭における男女共同参画を市民がそれぞれの立場で考え、それぞれの家庭に合った方法で取り組むことができるよう啓発します。同時に、誰もが子育て、介護、家事等について学習できる機会を充実します。

② 地域活動への参加の促進

地域とのつながりが希薄になってきている現状を踏まえ、地域への参加の大切さを啓発し、男女が共に参加できるよう促進します。





働きやすい社会の実現



めざす姿



男性中心型労働慣行の見直し等、男女がともに就労の場において力を発揮できる環境を実現するとともに、職業生活と家庭生活との両立が可能な、働きやすい社会の実現をめざします。

今後の方向性

1 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

①柔軟な就労形態と働き方改革の推進

働き方改革をめざす社会的な動向を踏まえ、柔軟な就労形態の導入やICT（情報通信技術）を活用した仕事の効率化等により長時間労働の是正等、働き方改革を進めます。

②仕事と家庭・地域生活との両立支援

すべての就労者が、育児・介護休業制度を適切に利用することができるよう、企業等に対して制度の理解を深める情報提供や啓発を行うとともに、ボランティア休暇など、従業員による地域活動への取り組みに企業が理解を示すよう情報提供します。

③男女が働きやすい職場環境の整備

職場における地位などの優位性を背景とするパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児などを要因とするマタニティ・ハラスメントなどを予防し、男女が働きやすい職場環境を実現するため、企業等に適切な情報提供を行います。

2 就労の場における男女共同参画の促進

①男女の均等な機会と待遇の確保の推進

男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行い、

現状

社会的に**長時間労働が問題**となっています。長時間労働が原因で、子育てや介護等との両立が困難になり、離職せざるを得ない状況がみられます。

係長相当職以上の**管理職に占める女性が少ない**という現状があります。その理由としては、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」、「女性従業員がいない、または少ない」、「特に理由はなく、結果として男性が多くなった」などが多くみられます。

アンケートの結果を見ると、育児休業制度や介護休業制度などを利用している人は少なく、いずれの制度も**利用したことがない人**が多くみられます。育児休業制度や介護休業制度を利用しづらいと答えた人は、女性に比べて男性に多く、「職場の同僚や上司に申し訳ないと思う」という理由が多くなっています。また、「職場復帰が不安」という理由をあげた人が女性に多くみられます。

男女雇用機会均等法において、事業主がセクシュアル・ハラスメントとマタニティ・ハラスメント**防止対策**を取ることが**義務付け**られていますが、全国でハラスメント問題が起こっています。

市内企業における**女性役員の割合は約15%**、また、日本の事業主全体における女性事業主の割合は約22%と**まだまだ低い状況**にあります。

課題

- 子育てや介護中であっても、働き続けたい人が働き続けられるよう、長時間労働の是正や休業制度を取得しやすくする等、**ワーク・ライフ・バランスの推進**が必要です。
- 職場におけるハラスメントの防止により、**働きやすい職場環境**をつくる必要があります。
- 平成27年9月に施行された「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**（女性活躍推進法）」に基づく施策の周知や推進が必要です。そのため、女性が職業生活で活躍するための支援策の検討が必要です。
- **ロールモデルの育成や女性の起業**に対する支援などが必要です。

募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現をめざします。

②方針決定過程への女性の登用推進

事業所等における方針決定過程への男女共同参画を働きかけ、男女の視点が方針決定過程に反映されるよう啓発します。市においても、施策の企画・立案決定過程への女性の登用を推進します。

③職業能力の開発や再就職への支援

再就職へのチャレンジを支援する情報提供を行うとともに、職業能力を高める学習や研修機会を充実します。

④家族的経営における働きの評価と、仕事と生活の調和の促進

労働条件や待遇等の改善に関する情報提供を行

うとともに、自営業世帯における女性の地位向上や経営等に関する研修会等の多様な学習機会を提供します。

⑤女性活躍推進法の周知

女性活躍推進法の趣旨を周知するとともに、「事業主行動計画」の策定についての情報提供や啓発を行います。

⑥女性の起業及びキャリア形成への支援

学習機会の充実や各種研修会に関する情報の提供など、女性のキャリア形成等を支援します。





みんなが安心して生活できる社会の実現



めざす姿



一人ひとりの人権が尊重され、健康で、安心して生活できる地域社会の実現をめざします。

今後の方向性

1 人権が尊重され、安心して生活できる施策の推進

①人権に対する正しい理解の推進

男女が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重しあうことを通じて男女共同参画社会の実現をめざすことができるよう、人権に対する正しい理解を深める啓発や学習機会を充実します。

②困難を抱える方への支援策の充実

様々な困難を抱える人の相談に応じる等、適切な支援につなげることができるよう、事業を充実します。



2 健康づくりへの支援

①生涯にわたる健康づくりへの支援

市民一人ひとりが自身の健康づくりに取り組むことができる機会や情報の提供等を行います。また、女性特有の健康問題への支援を充実します。

②妊娠、出産期等（産後も含む）における女性の健康への支援

妊娠・出産期等（産後も含む）の女性が安心して生活できるよう、健康づくりへの支援体制を強化します。

現状

性別だけでなく年齢、国籍、障害の有無等、様々な個性を尊重する**ダイバーシティ**の概念など、男性女性だけではなく**新たな考え方や価値観**が必要になってきています。

「**乳がん**」と「**子宮頸がん**」は、近年、特に若い世代に多くなっています。「乳がん」は、30歳代後半～40歳代、「子宮頸がん」は20歳代～30歳代の女性に増加しており、**死亡者数も年々増加傾向**にあります。

避難所運営などの災害対応について、**男女双方の視点に配慮**することが求められています。

日本国内のドメスティック・バイオレンス（DV）被害は、2017年に**過去最多**となっています。平成29年度に実施した桑名市アンケート調査では、約17%の方が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けています。また、暴力を受けたことを「**どこ（だれ）にも相談しなかった**」人が比較的多くみられます。

課題

- 多様化が進む様々な人権への理解を深め、お互いの人権を**尊重できる意識**を持つことが大切です。同時に、困難を抱える方、DV及び各種ハラスメントの相談を受ける等の支援を充実していくとともに、相談窓口の周知を図っていくことも必要です。
- **人生の各ステージに応じた健康**に対する課題に、対応できるようにするための支援策が必要です。
- DV被害等を減らしていくことと、**相談しやすい環境**をつくる必要があります。
- 地域における男女共同参画の視点に立った取り組みを行うことは重要です。地域が抱える幅広い分野の課題に対し、**男女共同参画の視点**を入れていく必要があります。
- 事前の備えや避難所運営などにおいて、男女共同参画の視点に**配慮した防災対策**を進めていく必要があります。

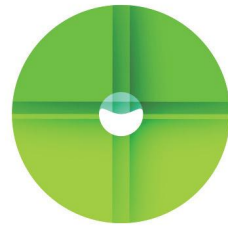
3 男女共同参画を阻む暴力の根絶

- ① **ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント等の防止・啓発の推進**
ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、児童虐待等の根絶をめざし、法律や制度に関する情報提供と啓発を行い、問題の防止に努めます。
- ② **相談体制、被害者救済体制の充実**
相談体制を充実するとともに、関係機関との連携強化による被害者救済体制の充実に努めます。

4 男女共同参画の視点に立つ、地域の課題解決への取り組み

- ① **地域における男女共同参画の促進**
地域活動等における男女共同参画を誰もがともに考え、地域の実情に合った方法で行動できるよう、情報提供や啓発等を行います。
- ② **防災・復興支援対策における男女共同参画の推進**
地域の防災・復興支援対策に男女共同参画の視点に配慮し、体制づくりの段階から女性が参画し、すべての人にやさしい防災体制の確立をめざします。





第 4 章

計画の推進



推進体制の整備・充実

1. 推進体制の整備・充実

本計画を推進するため、計画の趣旨や内容を市民に周知し、市民の理解を深める取り組みを行います。

庁内では、市組織の横断的な推進体制を構築するとともに、実施計画を作成して各課の取り組みを一覧にします。実施計画は毎年点検し、各課の事業の進捗状況を確認するとともに、実施計画の変更の必要性についても随時検討します。

①市役所内における推進組織の充実

本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、副市長を本部長とする「桑名市男女共同参画推進本部」を中心に関係各課が連携して全庁的な計画の推進を図ります。

②実施計画の作成と評価の実施

本計画に基づく実施計画を毎年作成・更新し、評価を行います。

③市民・事業者との連携強化

市民や事業者との連携を強化し、それぞれの立場で男女共同参画を進めます。

④国、県、近隣市町等との連携

本計画がめざす「男女共同参画社会の実現」は、市の施策の推進だけで実現されるものではありません。国、県、近隣市町等との連携を密にし、一体的な取り組みを推進します。



数値目標の設定と計画の評価

1. 数値目標の設定

本計画の推進による効果を検証する目標指標として、以下①～④の4つの目標を設定します。

推進目標 I みんなが力を発揮できる社会の実現

①男女共同参画社会が実現していると思う人の割合の増加

本計画の最終目標は、男女共同参画社会の実現です。男女共同参画社会が実現されていると思う人の割合を増加させるために事業を推進していく必要があります。

本計画では、男女共同参画社会が実現していると思う人の割合が、60%以上となることを目標とします。

指標名	現状値 (2018)	目標値 (2024)
男女共同参画社会が実現していると思う人の割合	49.7%	60%

注) 実現している又はある程度実現していると回答した人の割合。
現状値：「桑名市民満足度調査」(平成30年8月)

②市の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する

引き続き、政策・方針決定過程への女性の登用を進めていく必要があります。前計画で掲げていた目標数値が未達成であり、本計画においても引き続き女性登用率37%以上の達成をめざしていくこととします。

指標名	現状値 (2018)	目標値 (2024)
審議会等への女性の登用率の増加	30.4%	37.0%

注) 地方自治法第180条の5に基づく行政委員会、地方自治法第202条の3に基づく附属機関その他の法律に基づいて設置されている審議会等、条例、規則及び要綱等で設置されている審議会等の全委員に占める女性委員の割合。国はあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標を掲げており、その数値目標は達成している。
現状値：桑名市調査(平成30年4月)

推進目標Ⅱ 働きやすい社会の実現

③ワーク・ライフ・バランス等の取り組みを進めている企業数の増加

ワーク・ライフ・バランスの実現のための取り組みについて、特に取り組みを行っていない企業は37.7%と、最も多い回答です。ワーク・ライフ・バランス等の取り組みを行う企業を増やすことをめざし、みえの働き方改革推進企業登録制度の市内登録企業数が10社以上となることを目標とします。

指標名	現状値 (2018)	目標値 (2024)
みえの働き方改革推進企業登録制度の 市内登録企業数	0社	10社

注) 対象企業は登録住所が桑名市内であること
現状値：みえの働き方改革推進企業（平成30年8月）

推進目標Ⅲ みんなが安心して生活できる社会の実現

④地域における男女共同参画を促進する

男女共同参画社会が実現できていないと思う人の中で、さらに地域活動の場面において実現できていないと思う人は、31.0%です。

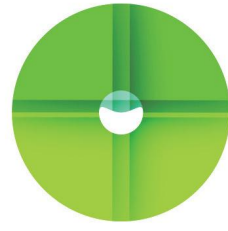
地域における男女共同参画を促す施策を通じて、地域活動の場面において男女共同参画社会が実現できていないと思う人が、25%以下になることを目標とします。

指標名	現状値 (2018)	目標値 (2024)
男女共同参画社会が実現できていないと思う人の中で、さらに地域活動の場面において実現できていないと思う人の割合	31.0%	25.0%

注) 算出方法：男女共同参画社会が実現できていないと思う人の割合 × 地域活動の場面において男女共同参画社会が実現できていないと思う人の割合
現状値：「桑名市民満足度調査」（平成30年8月）

2. 実施計画の作成と評価

本計画に基づく各課の取り組みを具体化するため、「実施計画」を作成し、実施状況を毎年評価・検証することとします。



資料編

1 桑名市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
飯田 寛	人権擁護委員	
伊藤 朱喜	一般公募	
伊藤 清文	民生委員・児童委員	
伊藤 景子	健康推進員	
小島 琢也	桑名郡市小中学校長会	
小玉 町子	一般公募	
玉野 英美	たどトラベルサロン	
東福寺 一郎	三重短期大学学長	会長
服部 祥子	弁護士	副会長
堀田 一	株式会社 柿安本店	
米田 真理	朝日大学経営学部教授	

(敬称略、五十音順)

2 桑名市男女共同参画推進条例

平成 21 年 9 月 29 日条例第 34 号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第13条）

第3章 相談及び苦情への対応（第14条―第15条）

第4章 桑名市男女共同参画審議会（第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

日本国憲法において法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、多くの課題が残されています。

このため、国は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮する事ができる男女共同参画社会の形成に向け、平成11年に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定しました。

今日、少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化する時代を迎えている中、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女共同参画社会の実現が重要です。桑名市においても、市民が、健やかに自分らしくいきいきと暮らすことができ、一人ひとりを大切にすることを次世代につなぎ、未来に夢をもてるまちを実現するために、男女共同参画を推進することが重要課題であると考えます。

そこで、桑名市は、前記の男女共同参画社会基本法を受けて、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本目標を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ効果的に推進することにより、もって男女共同参画社会の実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 本市において、営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野におけ

る活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去において配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又は暴力的な言動をいう。

（基本目標）

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- (1) 男女が個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けることなく、能力を發揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互協力と社会の支援の下に、家事、育児又は介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会的活動を両立して行うことができるようにすること。

（市の責務）

第4条 市は、基本目標により男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するため必要な体制を整備するものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するにあたり市民及び事業者並びに国及び県その他の地方公共団体と協力し、連携を図るものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本目標により男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本目標により男女共同参画についての理解を深め、その事業活動において、男女が

対等に参画することができる機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女が職業生活における活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象に表示する情報において、次の各号に掲げる表現を行わないよう努めるものとする。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長させる表現
- (2) 男女間における暴力を助長させる表現
- (3) 過度な性的表現

第2章 基本的施策

(基本計画の策定等)

第9条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、あらかじめ第16条の桑名市男女共同参画審議会に意見を求め、かつ、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるものとする。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第10条 市は、毎年度1回、基本計画による施策の実施状況について、報告書を作成し、公表するものとする。

(教育及び学習の場に対する措置等)

第11条 市は、男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効

果的に推進するため、必要な情報の収集、調査及び研究を行うものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため、必要な情報の提供を行うものとする。

第3章 相談及び苦情への対応

(相談の申出に対する対応)

第14条 市は、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによる被害又は不利益を受けた者からの相談の申出があった場合、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出に対する対応)

第15条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、その施策について苦情があるときは、市に申し出ることができる。

- 2 市は、前項による申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応する措置を講ずるものとする。

第4章 桑名市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第16条 市長は、男女共同参画推進に関する施策の基本的事項及び重要事項を調査、評価及び審議するため桑名市男女共同参画審議会を設置する。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画計画に相当するものは、第9条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(以下略)

3 桑名市男女共同参画推進条例施行規則

平成 21 年 9 月 29 日規則第 32 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 苦情対応（第 2 条－第 5 条）
- 第 3 章 審議会（第 6 条－第 12 条）

附 則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、桑名市男女共同参画推進条例（平成 21 年桑名市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 苦情対応

（申出の方法）

第 2 条 条例第 15 条第 1 項の規定により苦情を申し出ようとする者（以下この章において「申出人」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面の提出により行うものとする。

- (1) 申出人の氏名及び住所（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (2) 電話番号
- (3) 申出の趣旨及び理由
- (4) 申出の年月日

（苦情の取扱い）

第 3 条 市長は、前条の申出があつたときは、当該申出が次の各号のいずれかに該当する事項を除き、当該申出の関係機関に、条例第 15 条第 2 項の対応を求めるものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事項及び判決等のあつた事項
 - (2) 行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項及び審査請求に対する裁決のあつた事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他の法令の規定により対応すべき事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事項
 - (5) 条例又はこの規則による苦情の申出に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事項
- 2 市長は、前項各号に該当する場合は、速やかに申出人に対し、申出に対応できない旨及びその理由を通知するものとする。
- 3 市長は、苦情の取扱いに関し必要があると認めるときは、条例第 16 条の桑名市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（結果の通知）

第 4 条 市長は、苦情の申出に係る対応の結果について、その内容を申出人に対し通知するものとする。

（その他）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、苦情対応に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第 3 章 審議会

（審議会）

第 6 条 条例第 16 条の桑名市男女共同参画審議会（以下この章において「審議会」という。）は、委員 12 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表とする者
- (3) 市民から公募により選定した者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であつてはならない。

（任期）

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 8 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の 2 分の 1 以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門部会）

第 10 条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

（庶務）

第 11 条 審議会の庶務は、市長公室政策経営課働き方改革・女性活躍推進室において処理する。

（その他）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 9 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 14 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 24 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画

社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下

同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意

見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
 改正 平成16年6月2日法律第64号
 平成19年7月11日法律第113号
 平成25年7月3日法律第72号

目次

前文

第1章 総則（第一条・第二条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行う

に当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又

は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は

その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされること

を防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命

令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗

告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項

第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)²又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」

とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成19年法律第113号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年法律第72号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職する

ことが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進

に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実

施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、

厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に

従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画

(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業

選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情

報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）

は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の26の次に次の1号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

（内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

附 則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条

（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 用語解説

◆ 育児・介護休業制度

子の養育及び家族の介護を容易にするため、勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めることなどにより、労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立に寄与すること等を目的とする制度です。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」によるものです。平成29年10月に改正され、「育児休業期間の延長」「育児休業等制度の個別周知」「育児目的休暇の新設」が新たに盛り込まれています。

◆ SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)」の略称です。人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービスのこと。

◆ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものを「家族経営協定」といいます。

◆ 子育て応援企業

子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりをはじめ、子育て家庭への特色あるサービスの提供や地域での子育て支援に協力する企業に対して、桑名市が子育て支援に積極的に取り組む企業として登録する制度です。登録には、16項目の取り組み分野に5つ以上該当する取り組みが必要です。「子育て応援企業」は、市のホームページなどでその取り組みを紹介されたり、商品や企業広告に「子育て応援企業」であることを表示したりすることができます。

◆ 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しています。

◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月に公布・施行された法律です。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要との観点から、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、以下の3つを基本原則と定めています。

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆ ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

◆ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

◆ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月に公布・施行された法律です。①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの基本理念に則り、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項を定めています。また、市町村は国、県の計画を勘案して市町村男女共同参画計画を定めるよう努力するべきことが規定されています。

◆ 男性中心型労働慣行

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方をいいます。この働き方が依然として根付いている場面においては、女性が十分に活躍できない原因となっています。

◆ ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいいます。略してDVともいわれています。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義しています。

◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に公布・施行された法律です。「DV防止法」ともいわれています。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。平成25年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなっています。

◆ ハラスメント

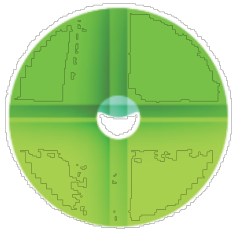
相手の意に反した発言や行動で不快にさせたり、実質的な害を与えるなど強く嫌がられる非道徳な行為の総称（いやがらせ）。性的いやがらせを指すセクシュアル・ハラスメントのほか、近年はパワー・ハラスメント（職場等における地位や権限等を利用したいやがらせ）、マタニティ・ハラスメント（女性が妊娠・出産を理由として受けるいやがらせ）などが問題視されています。

◆ みえの働き方改革推進企業登録制度

誰もが働きやすい職場環境づくりを目的に三重県が実施している制度です。長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入等による「ワーク・ライフ・バランス」の推進をはじめ、安定的な雇用の確保、若者の定着促進を図るほか、次世代育成支援、女性の活躍支援、障害者雇用促進など、「働き方改革」を積極的に推進している企業等を登録し、優れた取組を県内に広めることにより、地域社会全体での「働き方改革」の取組推進を図ることを目的としています。

◆ ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルのことをいいます。「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（平成27年9月閣議決定）では、女性が将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるようにするため、様々な場面を通じてロールモデルの普及促進を図る取り組みを推進するとしています。



本物力こそ桑名力

2019-2024 桑名市男女共同参画基本計画

2019年3月発行

桑名市働き方改革・女性活躍推進室

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 TEL:0594-24-1413